1 処分年月日 令和3年 4月23日

2 処分を受けたマンション管理業者に関する事項

(1) 商号または名称	株式会社トラストコミュニティ
(2) 主たる事務所の所在地	山口県下関市竹崎町四丁目1番22号
(3)代表者氏名	代表取締役 笹原 友也
(4)登録番号	国土交通大臣(4)第072877号

3 処分の内容

- ○指示処分(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条)
 - (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を 講ずること。
 - ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役員及び従業員に対し、 速やかに周知徹底すること。
 - ② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役員及び従業員に対し、継続的に実施すること。
 - ③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
 - ④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。
 - (2) 前項各号について講じた措置(前項にかかる措置以外に講じた措置がある場合は、これを含む。)を令和3年5月24日をまでに文書をもって報告すること。 また、令和3年10月25日までに当該措置の実施状況を報告すること。

4 処分理由

(1)被処分者が管理事務を受託していた管理組合において、管理組合財産を、被処分者 の元従業員が不正に着服し、管理組合に損害を与えた。

このことは、法第81条第1号に違反する。

(2)被処分者が管理事務を受託していた管理組合において、管理組合の対象月における 会計の収入及び支出の状況に関する書面に事実と異なる記載をし、管理組合に交付し た。

このことは、法第76条及び法施行規則第87条第5項に違反し、法第81条本文に該当する。

(3)被処分者が管理事務を受託していた管理組合において、管理事務報告書に事実と異なる記載をし、管理組合に対し、事実と異なる報告を行った。

このことは、法第77条第1項及び法施行規則第88条に違反し、法第81条本文に該当する。